

令和5年第1回太地町議会臨時会会議録

○開会期日 令和5年1月13日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（8名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
5番 久原拓美君	6番 塩崎伸一君
8番 筋師光博君	9番 花村計君
10番 福田忠由君	11番 水谷育生君

欠席議員（2名）

3番 海野好詔君	7番 三原勝利君
----------	----------

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 由谷陽久君	書記 漁野チエミ君
------------	-----------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 山下真一君	総括課長 久保亨一君
総務課長 森尾伸君	総務課副課長 執行貴弘君
住民福祉課長 前田かなみ君	産業建設課長 瀬戸睦史君
産業建設課副課長 下津公広君	産業建設課主査 井上正哉君
くじらの博物館長 稲森大樹君	教育長 宇佐川彰男君
教育次長 漁野文俊君	

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 1号 太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約

日程第 5 議案第 2号 令和4年度太地町一般会計補正予算（第6号）

△開 会 午前9時00分

○議長（水谷育生君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。花村委員長。

○9番（花村 計君）

報告いたします。本日1月13日、午前8時30分より議会運営委員会を開催し、令和5年第1回太地町議会臨時会運営について審議いたしました。会期は、本日1日とします。日程については、お手元に配付しているとおりであります。なお、本日、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行います。以上、報告を終わります。

○議長（水谷育生君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達していますので、令和5年第1回太地町議会臨時会は成立しました。ただいまから、令和5年第1回太地町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会期の決定

○議長（水谷育生君）

日程第1 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（水谷育生君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、花村計君及び10番、福田忠由君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（水谷育生君）

諸般の報告をいたします。本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本臨時会に付議されております議件は、太

地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約外 1 件です。これで諸般の報告を終わります。

△日程第 3 町長の提案理由の説明

○議長（水谷育生君）

日程第 3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。令和 5 年第 1 回太地町議会臨時会開催に当たり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今臨時会に提案いたしました案件は、太地漁港向嶋船揚場の改修工事に伴う請負契約及び一般会計補正予算の計 2 件であります。詳細につきましては、担当者より説明いたしますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（水谷育生君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第 4 議案第 1 号

○議長（水谷育生君）

日程第 4 議案第 1 号、太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約について説明させていただきます。本工事につきましては、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上の工事であるため、議会の議決を求めるものでございます。1 月 1 1 日に入札を執行いたしまして、1 2 日に仮契約を締結してございます。事業の内容につきましては、太地漁港内の向嶋にある船揚場の改修工事で、既存の船揚場を幅 1 7. 6 メートル、延長 6 2. 4 2 メートルを改修するものであります。契約の内容につきましては、契約金額が 5, 7 9 4 万 5, 8 0 0 円、契約の相手方が東牟婁郡太地町大字森浦 7 0 3 番地 4、巴建設工業株式会社、代表取締役、岡本百合子でございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

まず、何者を指名したのかというのと、指名した会社名、会社の住所、それと、入札執行調書を見てみると、この地域の大きな会社ですね。海邊組、小森組、夏山組、これが入札辞

退になつとるんですけども、理由が分かればちょっと教えてほしいと思います。それから、またこれも（仮称）国際鯨類施設と一緒に最低制限価格で落札しておりますけども、この落札価格というのは、途中で変更できるんですか。変更というか、増やすということはできるんですか、落札価格を。それちょっと教えておいてほしいと思います。それと、5,794万5,800円の内訳をお願いします。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

今回の指名競争入札におきまして、指名した業者数は9者でございます。名前のほうを申し上げます。株式会社庵野組、住所が東牟婁郡那智勝浦町宇久井1730-62、井筒建設株式会社、東牟婁郡那智勝浦町勝浦78番地2、株式会社海邊組、新宮市三輪崎3-2-11、菊本建設、東牟婁郡太地町大字太地3079、株式会社小森組、東牟婁郡串本町串本1925、巴建設工業株式会社、東牟婁郡太地町大字森浦703-4、株式会社夏山組、新宮市三輪崎1-13-22、久建設、東牟婁郡那智勝浦町市屋712-1、株式会社SKY corporation、東牟婁郡太地町大字太地2902-46でございます。辞退の通知がありました3者につきまして、理由なんですけども、配置予定技術者が不足しているという理由でございました。最低制限価格の額が途中で増やせるかということなんですけども、入札のときはもう予定価格、最低制限価格はもう決まっているので、公表してからは入札完了するまでそういった増やしたりはできません。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

本事業の財源内訳ですが、5,794万5,800円のうち、半分が国庫を財源とした県費の補助になります。残り半分が過疎債を予定してるんですけど、過疎債というものが10万未満の金額は切り捨てになりますので、こちらの数字の計算上は端数の7万2,900円は一般財源ということになります。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

まず、指名入札にした理由を教えてください。それから、私も入札調書と公示の書類をコピーを後ほどいただきたいと思います。それから、今、予定価格の公表というのが各自治体で進んでおります。これは、公表も事前公表と事後公表がありますが、太地町はそれは検討してるのでしょうか。以上、教えてください。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

今回の工事は、船揚場の改修工事であります。コンクリート工事が主でありまして、一般土木工事の分野にあります。そのため、近隣の地理的状況を周知している新宮・東牟婁管内で土木一式工事の建設業を有して指名実績のある業者を選定させていただいております。入札執行調書のコピー、後ほど提出させていただきます。予定価格につきましては、太地町のほうでは、予定価格は事前公表を行っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

落札金額は途中で変更できないということなんですけども、1円でもこれ下回ったら失格という金額なので、今、生コンが非常に上がっているということなので、ちょっとその辺心配しとるんですけども、途中で変更できないということなので、一応安心しました。それと、巴建設さんが税抜きの5,267万8,000円で落札したということなんですけども、庵野組さんとの差が3,000円しかないんですよ。井筒建設さんとは2万8,000円しかないんです。SKY corporationさんとは1万7,000円の差しかないんですけど、私が社長なら、もうこれ3,000円や2万8,000円や1万7,000円やったら、最低制限価格で入札しますけど、この辺は井上君どのように考えておりますか。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

太地町のほう、最低制限価格のほうは事後公表となっております、事後公表となっております。なので、そこ最低制限価格以内で一番最低の落札をされた業者さん、札を入れて頂いた業者さんと契約することが妥当かなと考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

そしたら、最低制限価格と事後公表やったら、ぴったりの数字で落としてあるって、これおかしいと思わんの。今、事後公表って聞いてびっくりしたんやけど、1円もこれは狂わんと最低制限価格って、これどんなにして、事後公表やったら分からんわけやろう。それがピタッとおうてあるというのは、これは信じられんねけど、どんなんですか。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

入札時に、こちらのほう内訳書、金抜き的设计書を業者さんにお渡し、送付しまして、こちらで計算をしていただいております。その結果、業者さんのほうで計算して、経費とかを掛け合わせたときに、計算上、そうぴったりになってしまうことが、以前の入札とかでもありまして、こちらのほうでは企業さんの計算によるものかなと考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今、漁野議員の質問は本当に真つ当な質問でして、これ、国の法律とガイドライン、もう皆さんご存じだと思いますけど、予定価格の事前公表、今回、太地はそれをやったわけですね。それをやった場合は、内訳書の提出を義務付けております。今、金抜きを渡したということなんですが、その数字を入れたものを仮契約している巴建設から提出してもらってますか。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

業者様からは、大内訳の内訳書の提出をいただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

違うんですね。私がかかわってた東京都とか、神奈川県下の基礎自治体の場合は、大内訳ではないんですよ。全て明細書の内訳書を出させてます。そうでないと、今、漁野議員が質問したような疑問がどうしても出てくるんですね、あり得ないんですよ。あれだけの膨大な数字を積算をして、ぴったし合うというのは奇跡に近い、その疑問を解くために大内訳ではなくて明細書を出しなさいというふうに国のほうもガイドラインで指導しております。これは、今後ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

議員さんおっしゃるとおり、上司とも相談しながら取り入れてまいりたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

討論を終わります。これから議案第1号、太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の件を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水谷育生君)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号、太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の件は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第2号

○議長(水谷育生君)

日程第5 議案第2号、令和4年度太地町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(水谷育生君)

説明を願います。執行総務課副課長。

○総務課副課長(執行貴弘君)

太地町一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。今回の補正は、出産応援交付金の補正、緊急防災・減災事業債に係る限度額の変更です。1ページをお願いします。この補正予算は、281万6,000円を追加し、予算総額を40億448万7,000円とするものです。第1条にその旨、規定しております。また、第2条に地方債の補正について規定しております。7ページをお願いします。下の表の緊急防災・減災事業債です。当初予算に計上させていただいた県総合防災情報システム市町村負担金について、その内訳がシステムの維持管理分と再整備分となっているのですが、この再整備分について、緊急防災・減災事業債を活用しますので、このたび計上するものです。190万円の増額です。次のページをお願いします。一番上の防災諸費です。県総合防災情報システム市町村負担金の財源を一般財源から緊急防災・減災事業債にしたことによる財源更正です。中ほどにあります、出産・子育て応援交付金は、核家族化が進み地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育て

ができる環境整備が喫緊の課題として、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援をつなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一带として実施する事業を支援する交付金として創設されたものです。110万円を計上しております。国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1の負担です。本事業の趣旨を踏まえ、早急に対応したく今回計上させていただくものです。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この出産・子育て応援交付金というのを見とると、国というのは本当に少子化対策をほんまにやる気があるのかなと思うんですけども、伴走型相談支援というのはどういうことなんでしょうか。それと、伴走型相談支援で面談の実施機関、実施者、いずれでも可ということになってるんですけども、子育て世代包括支援センター等の保健師、助産師等の専門職、または一般事務職員、会計年度任用職員等、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等となっておりますけども、太地町はどれで対応するんですか。それと、面談の対象者、妊婦、産婦、米印がついて夫、パートナー、同居家族も一緒に面談することを推奨、太地はこれどうするつもりですか。面談の内容、実施方法は、国からのひな形でやると、太地独自のアンケートとかは取らないんですか。支給のタイミング、支給の条件、出産応援ギフトとなってあるんですけども、妊娠届出の面談実施後、それから子育て応援ギフト、これもギフトになったあるんですけども、5万円相当、出生届出、乳児家庭全戸訪問までの間の、これも面談実施後、面談しやなんたらもらえやんのですね。支給形態、市町村の判断により現金給付、キャッシュレスを含むもオプションとして排除されないが、現金を選択する市町村にあっても、将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。国籍条項が入るとののかどうか聞いておきたいし、太地はどのような形でこの交付金を活用するのか聞いておきたいと思います。たった10万でこんなややこしいことばかりしてきたら、経費のほうがかかってくるん違うかなと僕は思うんですけども、その辺ちょっと説明してほしいと思います。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

まず、伴走型相談支援とはどういうことかということですが、この出産・子育て応援交付金の事業でございますが、国において妊娠時から出産・子育てまで相談支援と経済支援を一体として実施する事業が創設されました。この相談支援なんですけども、妊娠届出時とか、出産届出後に国から示されたアンケートや子育てガイドを活用して面談を行い、相

談を受けサポートしていくもので、この相談支援のことが伴走型相談支援です。相談支援と経済支援を一体として行うため、伴走型として称しているようでございます。それと、面談の実施者なんですけども、太地町のほうでは妊娠期とか子育て期の相談に応じるため、太地町では保健師が一番適していると考えますので、保健師が実施したいと思います。それと、面談の対象者なんですけども、妊娠届出時は必ず面談を行うということなので、妊娠届出は妊婦さんが来られると思いますので、妊婦さんが対象となってきます。ただ、出産届出後にまたもう一度面談することになるんですけども、出産届出後となると、やっぱり訪問して面談することになるので、産婦さんであったりとか、その旦那さんであったりとか、パートナーであったりとか対象になってくると思います。その時々でいろいろそのケースによって変わってくると思いますので、その家庭に合ったような形で対応していきたいというふうに思っております。それと、面談の内容でございますが、国のほうからは国から示されたアンケートであったりとか、子育てガイドを活用して面談を行うというふうになっておりますので、そのような形で行っていききたいと思っております。面談しないと、この5万円とかっていうのはもらえないのかということなんですけども、国のほうからは必ず面談をして、その相談支援と経済支援を一体として行うということなので、面談してから支給することになります。それと、支給の形態でございますが、太地町のほうは現金のほうを給付したいと思います。クーポンということなんですけども、クーポンの場合とかは委託の手続きであったりとか、その経費も必要となってきますので、太地町のほうでは現金を支給したいというふうに思います。それと、国籍条項なんですけども、この事業については外国籍の方も住民票のある外国籍の方は対象となりますので、そういう対象者がいましたら支給したいというふうに考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

質問ちょっと忘れたんやけど、補助率というのがあって、伴走型相談支援が国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1、経済的支援が国が3分の2、都道府県が6分の1、市区町村が6分の1ということになってますけども、この110万というのはどれに該当するんですか。それと、伴走型相談支援というのは、先ほど課長がうちは保健師がやるということなんで、これは要らないのかなと思うんですけども、これ、市区町村も一般財源は使わなあかんということで理解しといたらよろしいですか。10万円もらうのに、こんなややこしいこと、僕しやいでもええと思うんやけど、太地の30万のほうが本当にすばらしいなと思いますよね。国籍条項がないということなんですけども、前の30万の出産祝い金のときに、国籍条項をつけないのか言ったら、町長は平等化、公平化のためにしやんのやとい

うことを言うたんですけれども、僕は反対にこれは日本人を逆差別したあるんじゃないかと、日本人よりも外国人のほうが大切なんじゃないかと、非常にそういう考えをもったあるんですけれども、こういう赤ちゃん産んでね、お金もらえるって、日本以外どっかあるんですか。これはちょっと答弁できやんと思うんで、調べといてほしいと思います。もうちょっと、普通の国にならなあかんと思うね、僕は。国籍条項がないというのはちょっとおかしいと思う。何で外人の子供にお金を配らなあかんのかと、30万にしてもそうですよ。出産一時金、中国で子供を産んだ、中国人が中国で子供を産んでも42万、今度50万になるらしいですけど、払わなあかん。そんなおかしいことしたらあかんと思うけど、僕は。国籍条項に関しては、ちょっと調べといてほしいと、こういうことをしてる国をちょっと調べといてほしいと思います。補助率について、答弁をお願いします。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

この国の事業については、相談支援のほうも、経済的支援のほうも、国とか県とか市町村の補助割合が決まっております。伴走型相談支援については、当町のほうでは保健師が対応するので、例えばこの伴走支援のほうに補助があるというのは、多分このために誰かを雇いあげたとかいうときに、この補助というか、人件費とかについて補助があるということです。うちのこの110万については、経済的支援のほうなので、国が3分の2、都道府県が6分の1、市町村が6分の1で、この110万でも一般財源を使うのかということなんですけれども、市町村が6分の1の補助割合になっておりますので、市町村のほうの財源も使うこととなります。国籍条項に関連した質問については、調べたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

7ページの説明の和歌山県総合防災情報システム再整備事業、これについて、どういう事業なのか教えてください。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

県内市町村や消防本部が共同して情報の収集や分析を提供する支援システムとして構築されている総合防災情報システムを運用しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第2号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（水谷育生君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年第1回太地町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前9時35分

太地町議会議長 水谷 育生

太地町議会議員 花村 計

太地町議会議員 福田 忠由